

学校体育館空調設備の利用等に関するQ & A

Q 1 空調利用料に算定根拠はあるのか。

A 空調利用料は、照明利用料と同様、「天津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則」第9条の規定に基づき、実費を徴収することとしており、当該実費はガス消費量やガス料金単価等から、1時間あたりの実費相当額を算出しております。なお、実費相当額は、例えば、アリーナにおいて空調を稼働した際には、ガス料金・電気料金が発生しますので、それぞれの実費相当額を合算した金額としております。

Q 2 空調の利用時間は何分単位で計算されるのか。

A 30分単位で計算します。
(1～30分：30分として計算、31～60分：1時間として計算)

Q 3 空調を使用しているが、館内が涼しくならない。

A 体育館は面積が大きく高さもあるため、室温が低下するまでには一定時間を要します。特に、気温・室温が共に高い状態で空調を稼働した場合は、10～15分で1～2度の気温低下が見込まれます。そのため、使用開始時点で室温を下げておかれたい場合につきましては、事前(30～1時間前)に稼働させることも可としております。事前稼働時間も空調使用時間に算入されることにはなりますが、適宜ご使用ください。

Q 4 空調を稼働したが風量等が十分ではない。

A 直近の使用で風量や風向、温度設定等を変更している可能性がございます。個別リモコンで館内の室温を下げるのに必要な設定を行ってください。

Q 5 空調を利用するときはなぜすべての機器を稼働させなければならないのか。

A 空調機器は設定室温まで下げる（上げる）際に最も負荷がかかる場所、体育館は大きな空間になりますので、特定の機器のみを運転し続けた場合、特定の機器にのみ大きな負荷がかかることになり、故障の原因となるためです。体育館内の室温を効率よく下げる（上げる）ために必要な台数を設置しておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

Q 6 バドミントン等の競技をする際に空調の風が支障になってしまうので、競技をしていない場所のみ空調を稼働させたい。

A Q 5 の回答のとおり、空調機器の保安上、特定の機器のみ運転させることはご遠慮ください。事前に稼働させておき室温を十分下げておくことや、風向や風量を調節いただく等のご対応をお願いいたします。学校現場においても、風量を弱めることや、風向を上に向けるなどして、風が当たらないように対応しております。

Q 7 21時に空調の電源が勝手に落ちたが、故障か。

A 切り忘れ防止のため、学校ごとに、21時や22時などに自動で電源が切れるよう設定してあります。再度運転しますと、その後は自動で電源は切れませんので、切り忘れ防止の観点から、再度稼働しないようにしてください。

Q 8 空調が付かない、ボールを機器に当ててしまって故障してしまった、といった場合の連絡はどうしたらよいか。

A まずは学校にご報告をお願いします。夜間や休日で学校に報告ができない場合は、大津市コールセンター（077-523-1234）へご連絡ください。コールセンターの受付時間外等で連絡ができない場合は、翌開校（開庁）時間に学校に速やかにご連絡をお願いします。

Q 9 体育館を2つの団体で半面ずつ使用しているのだが、空調利用料は半額になるのか。

A なります。各団体で利用料を折板してお支払いいただくこととなりますので、「学校施設使用報告書」には必ず各団体が「半面」にチェックを入れてご報告いただきますようお願いいたします。「半面」にチェックを入れ忘れた場合の返金対応は致しかねますので、ご了承ください。

Q 10 体育館を2つの団体で半面ずつ使用しているのだが、もう一方の団体が同意なく空調を付けているような場合でも、自分たちの団体も利用料を負担しなければならないのか。

A もう一方の団体様が「半面」で報告をされる意向であれば、もう半面分の利用料の負担をお願いします。2団体で1つの体育館を共有される場合の空調の使用につきましては、トラブル等の防止のため、**利用料の負担については団体間で事前にご相談をお願いいたします。**